

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案	現 行
（犯則事件の範囲） 第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一・二 （略） 三 法第百九十七条の三の罪 四 法第百九十八条第二号の三の罪 五〽七 （略） 八 法第二百五条第一号から第四号まで、第六号の二から第六号の四まで、第十一号、第十二号又は第十八号から第二十号までの罪	（犯則事件の範囲） 第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一・二 （略） （新設） 三〽五 （略） 六 法第二百五条第一号から第四号まで、第六号の二から第六号の四まで、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪

二 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案

(外國銀行支店に関する読替え)

第九條 法第四十七條第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

		読み替える法の規定
	(略)	読み替えられる字句
第十三条第六項	自己資本	読み替える字句
、第二項に規定する 自己資本の純合計額 及び合算信用供与等 限度額の計算方法そ の他第一項及び第二	自己資本又はこれ に相当するものと して金融庁長官が 定めるもの	読み替える字句
	その他同項	

現行

(外国銀行支店に関する読替え)

第九條 法第四十七條第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

			読み替える法の規定
	(略)		読み替えられる字句
第十三条第五項	自己資本	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの	読み替える字句
、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二		その他同項	

	項
(略)	(略)
(略)	(略)

(銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)

第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の二十二 第一項及び第五項	自己資本の純合計額	自己資本の純合計額又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの
(略)	(略)	(略)

	項
(略)	(略)
(略)	(略)

(銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)

第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の二十二 第一項及び第四項	自己資本の純合計額	自己資本の純合計額又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの
(略)	(略)	(略)

三 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改 正 案

（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え） 第六条の三 （略） 2 （略） 3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用する銀行法の規定（同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定を除く。）の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第五十二条の二十二 第一項及び第五項	自己資本の純合計額	自己資本の純合計額又はこれに相当するものとして金融庁長官が定める

現 行

（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え） 第六条の三 （略） 2 （略） 3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用する銀行法の規定（同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定を除く。）の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第五十二条の二十二 第一項及び第四項	自己資本の純合計額	自己資本の純合計額又はこれに相当するものとして金融庁長官が定める

(略)	
(略)	
(略)	もの

(略)	
(略)	
(略)	もの

四 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）

改 正 案		現 行	
附 則 （認可特定保険業者に関する読替え等） 第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		附 則 （認可特定保険業者に関する読替え等） 第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
2 ～ 7 (略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)		
	第三百十五号第六号		
2 ～ 7 (略)	少額短期保険業	少額短期保険業又は特定保険業	少額短期保険業又は特定保険業
	(略)		
	第三百十五号第四号		

五 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

改正案	現行
（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇十一（略） 十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）<u>、第百九十七条の三又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪</u> 十三〇四十五（略）	（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇十一（略） 十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）<u>又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪</u> 十三〇四十五（略）